

平成24年第2回吉田町議会臨時会

吉田町議会会議録

平成24年8月23日 開会

）

平成24年8月23日 閉会

吉田町議会

平成24年第2回吉田町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (8月23日)

○町長あいさつ	2
○開会の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○議案第38号及び議案第39号の一括上程、説明	4
○議案第38号の質疑、討論、採決	8
○議案第39号の質疑、討論、採決	31
○町長あいさつ	34
○議長あいさつ	37
○閉会の宣告	37

開会 午前 9時00分

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに平成24年第2回吉田町議会臨時会が招集されました。議員各位には公私ともに御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本臨時会に当たり、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長あいさつ

○議長（八木 栄君） 開会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様におかれましては、9月定例会を前にして寸暇を惜しむ日々をお過ごしのことと思います。そして、またそのような貴重な時間をこの臨時会にお割きいただきまして、本当に心から感謝申し上げる次第でございます。

皆様御承知のとおり、大津の事件を初めとして日本各地の中学校等でさまざまないじめの問題を報告されております。非常に深刻な事態になっていると私は考えております。

また、新しい学習指導要領になりまして、小学校、中学校が新しい教育体制に入ったというあれですけど、吉田町も当然のことながらその状況下であり、改めて吉田町の教育について、将来的に考えてよりよい教育環境というものを、より早く整備しなければならないと私は考えております。

私は、この町の行政の統括責任でございますので、現在、教育長が不在でございますけれども、それについては一刻も早くこの状況を解決し、通常の、また正常な教育の環境整備に配慮しなければならないと、日々悩みその責任を痛感していることを、まず皆様に御理解賜りたいと思っております。

いじめの問題は、当然のことながらその所掌は文科省でございますけれど、また刑事事件である関係もありますので警察庁も当然関係をいたします。

津波防災まちづくりに全力をあげなければならない私にとりまして、文科省に行く、また警察庁に行くというようなことで時間をとられることは非常にづらい思いがしております。

さきほど申し上げましたように、教育長不在の問題というものは、私の責任でございますので、一刻も早く解消しなければならないと、その解決策を議会の意思を尊重した形で問題の解決を図ろうと、4月以降日々悩んでおります。

これまで皆様に議会の意思は奈辺にあるのか、ぜひとも御説明をお願いしたいと何度も重ねてきたわけですね。議会の意思がよく私にはわからないというようなことでございました。さきほど申し上げましたように、議会の意思を尊重すると当然のことながら議会の意思を酌み取りたいというふうなことで、議会の皆様に議会の意思が奈辺にあるとか、その説明をお願いしたところでございます。

しかしながら、何度も拒絶をされました。

議会の意思を酌み取るすべは、3月定例会の23日の議事録、3月28日の議事録以外にはそれぞれの議会の意思を酌み取るすべはございません。

おそらく議員の皆様よりも、おそらく何十回、100回以上、この議事録については目を通しております。その過程において、この両議会3月23日と3月28日の議事運営に問題があるというふうなことを疑いをもちまして精査し、現在に至ったところでございます。

皆様が3月23日及び3月28日の不同意について、私がどうのこうの申し上げることはありません。私が皆様にお話し申し上げましたように、議会というものはすべて法令を順守した形で議事運営をするのが、皆様の基本的な議事運営のやり方であると思っております。

きょう臨時会を招集した真意というものは、皆様の不同意の議決についてどうのこうのということではなくて、法令に基づいた適正な議事運営をお願いすることで、きょうの仕儀と相なったことを、ぜひとも御理解賜りたいと思っております。

さらに、お願いしたいことがございます。

皆様が議会の意思というものについて、私に説明を今後とも拒み続けるものであるならば、ぜひともきょうの審議において私にわかるように議会の意思が奈辺にあるのか、ぜひとも発言をして私に理解をさせていただきたいとこんなふうに思っております。

また、前回と同じように議長裁決に至った場合には、議長は当然のことながら大所高所に立っていわば裁決をされるわけでございますので、ぜひとも明確なその辺の意思についてもあわせ述べていただけますようお願い申し上げます、簡単でございますけれども私のあいさついたします。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（八木 栄君） ただいまの出席議員数は13名全員であります。定足数に達しておりますので、平成24年第2回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会へ説明員として委任または委嘱され出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（八木 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、7番、佐藤正司君、8番、吉永満榮君を指名します。

◎会期の決定

○議長（八木 栄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（八木 栄君） 御異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎議案第38号及び議案第39号の一括上程、説明

○議長（八木 栄君） 日程第3、第38号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を
求めることについて（再議）、日程第4、第39号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につ
き同意を求めることについて（再議）の件を一括して上程いたします。

町長から、第38号議案、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、
第39号議案、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての議決につい
て、会議規則及び地方自治法に違反したと認め、地方自治法第176条第4項の規定によって、
再議に付されました。町長から両議案を再議に付した理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） それでは、今回再議しました第38号議案、吉田町教育委員会の委員の
任命につき同意を求めることについての再議及び第39号議案、吉田町教育委員会の委員の任
命につき同意を求めることについての再議につきまして、それぞれ再議の理由を御説明いた
します。

まず初めに、第38号議案、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについ
ての再議理由でございます。お手元に、平成24年8月23日付、吉総第661号の再議書の写し
がご配りされていると思えますのであわせてそちらをごらんください。

平成24年第1回吉田町議会定例会の3月23日の会議におきまして議決をされました第38号
議案、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、次の理由により
会議規則及び地方自治法違反でありますので、地方自治法第176条第4項の規定により再議
に付するものでございます。第38号議案、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求め
ることにつきましては、起立表決により採決され、起立者が6人の半数であったが、議長は
「賛成6名です。議長の私でございますが、私は反対といたします。したがって本案は不同
意ということになりました。」と宣言し、同議案は不同意になったものでありますが、起立
採決から議決に至るまでの過程におきまして、次の3つの違反があったものと判断するもの
でございます。

理由1は、吉田町議会会議規則第77条第2項違反でございます。第38号議案、吉田町教育
委員会の委員の任命につき同意を求めることにつきましては（以下、本件という）のは、吉
田町会議規則（昭和39年吉田町会議規則第3号。以下、会議規則という）のは、第77条第1
項の規定に基づく起立による表決で採決が行われたものでありますが、この起立表決は会議

規則第77条第1項に規定されていますとおり、あくまでも起立者の多少を認定するものでございます。このため議長は採決に当たりましては、起立多数または起立少数と宣言するものであり、起立者の人数や可否同数を宣言するものではありません。当町のような議員数が少ない議会では、議長が起立者の数を把握することは容易であります。しかし、起立表決ではあくまでも起立者の多少を認定するものでありますので、「起立者は何人」と述べることは、起立表決の原則に反し、口述できないものでございます。仮に、「賛成者何人」と人数を確定したいのであれば、投票による表決が必要になるものでございます。

また、この起立表決では議案に対する賛成者の起立を求めるものであり、賛成、反対の可否の数を確定させるものではございません。起立しなかった者の中には、反対の者だけではなく、態度保留者、あるいは棄権の意思を持つ者などが含まれる場合も考えられることから、起立者が半数であっても地方自治法第116条第1項後段の可否同数のときと解することはできないものであります。

このように、起立表決において起立者の多少を判断できないような場合、いわゆる起立者と起立しなかった者が同数の場合を想定し、会議規則第77条第2項では、議長が起立者の多少を認定しがたいとき、または議長の宣告に対し出席議員2人以上から異議があるときは、議長は記名または無記名の投票で表決をとらなければならないと規定されているわけでございます。このため、本件は起立表決の結果、起立者と起立しなかった者が同数であったため、会議規則第77条第2項に規定する議長が起立者の多少を認定しがたいときに該当するものであり、同項の義務規定に基づき議長は記名または無記名の投票で表決をとらなければならないものであったことは明白であります。

よって、本件は会議規則第77条第2項に規定する投票による表決の手続を怠り、起立による表決の結果だけで議長が可否同数と判断し議決に至ったもので、会議規則第77条第2項に反して議決されたものであると判断をいたしました。

続きまして、理由2の地方自治法第116条第1項違反でございます。

本件におきましては、議長は起立表決の採決により可否同数と判断し、地方自治法第116条第1項後段に規定する議長の裁決権を行使したものと推察するものでございます。しかし、起立表決は起立者の多少を認定するものであり、起立しなかったすべての者を反対とみなすことはできないものであることは理由1のとおりでございます。起立採決後その結果をもって直ちに可否同数と判断することはできないものであり、否が可と同数であることを確定させるためには、会議規則第77条第2項に規定する投票による表決を実施した後でなければ、可否同数と判断できないものであります。

よって、理由1で指摘しましたとおり、本件は会議規則第77条第2項の規定に違反していることから、地方自治法第116条第1項後段の可否同数と判断することはできないものであり、議長は裁決権を行使することができないもので、地方自治法第116条第1項に反して議長の裁決権が行使され、議決されたものであると判断いたしました。

続きまして、理由3の地方自治法第116条第2項違反でございます。

本件は、起立採決後、議長は「賛成6名です。議長の私でございますが、私は反対といたします。したがって本案は不同意ということになりました。」と宣言したものであります。この議長の発言は、起立採決の結果を宣言したものととはなっておらず、議長は議員個人としての表決権を行使したものであると考えざるを得ないものでございます。

地方自治法第116条第2項では、議長は議員として議決に加わる権利を有しないと規定されております。議長は議会を代表し、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する権限を有し、常に町の利益、町民の利益を念頭に置き、地方自治法及び会議規則の趣旨にのっとり適正な議事運営をつかさどる立場にあります。本件の議長の議事運営は適正な議事運営とは言いがたく、議長の採決に係る宣言はただ単に「賛成6名です。」と起立表決の結果を宣言したにとどまり採決結果を宣言せず、また裁決権の行使に至るまでの手続を全く踏まないまま、直ちに反対という宣言をしていることから議長は明らかに議員として表決に加わっているものと判断するものであります。

仮に、議長が地方自治法第116条第1項後段の議長の裁決権を行使したと主張したとしても、今回の議長の議事運営からは議長の裁決権に至るまでの手続に不備があり、また何の宣言もないまま、直ちに「議長の私は反対です。」という宣言をしていることは、明らかに議長が議員個人として本件の表決に加わっているとしか判断できないものであります。

よって、本件は地方自治法第116条第2項に反して、議長が表決権を行使した議決であると判断したものでございます。

以上、第38号議案、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての議決に当たりましては、会議規則第77条第2項違反、地方自治法第116条第1項違反及び地方自治法第116条第2項違反の3つの違反があったと判断するもので、地方自治法第176条第4項の規定に基づき、再議に付すものでございます。

続きまして、第39号議案、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての再議理由でございます。お手元に平成24年8月23日付、吉総第662号の再議書の写しがお配りされていると思いますので、あわせてそちらをごらんください。

平成24年第1回吉田町議会臨時会の3月28日の会議において議決されました第39号議案、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、次の理由により会議規則及び地方自治法違反でありますので、地方自治法第176条第4項の規定により再議に付すものでございます。第39号議案、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることにつきましては、起立表決により採決され起立者が6人の半数でありましたが、議長は「起立6名ということでございますので、私議長の裁決によって決定させていただきます。私の裁決は同意しないことです。以上をもちまして、本案は同意しないことに決定いたしました」と宣言し、同議案は不同意になったものであります。起立採決から議決に至るまでの過程におきまして、次の2つの違反があったと判断するものでございます。

理由1の吉田町議会会議規則第77条第2項違反でございます。

第39号議案、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて（以下、本件という）は、吉田町議会会議規則（以下、会議規則という）第77条第1項の規定に基づく起立による表決で採決が行われたものであります。この起立表決は会議規則第77条第1項に規定されているとおり、あくまでも起立者の多少を認定するものでございます。このため議長は裁決に当たりましては、起立多数または起立少数と宣言するものであり起立者の人数や可否同数を宣言するものではありません。当町のような議員数が少ない議会では議長が起立者の数を把握することは容易であります。しかし起立表決はあくまでも起立者の多少を認定するものであるため、「起立者は何人」と述べることは起立表決の原則に反し口述できないものであります。仮に、「賛成者何人」と人数を確定したいのであれば投票による表決が

必要になるものであります。

また、この起立表決では議案に対する賛成者の起立を求めるものであり、賛成、反対の可否の数を確定させるものではありません。起立しなかった者の中には、反対の者だけではなく、態度保留者、あるいは棄権の意思を持つ者などが含まれる場合も考えられることから、起立者が半数であっても地方自治法第116条第1項後段の可否同数のときと解することはできないものであります。

このように、起立表決におきまして起立者の多少を判断できないような場合、いわゆる起立者と起立しなかった者が同数の場合を想定し、会議規則第77条第2項では、議長が起立者の多少を認定しがたいときまたは議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は記名または無記名の投票で表決をとらなければならないと規定されております。このため、本件は起立表決の結果、起立者と起立しなかった者が同数であったため、会議規則第77条第2項に規定する議長が起立者の多少を認定しがたいときに該当するもので、同項の義務規定に基づき、議長は記名または無記名の投票で表決をとらなければならないものであったことは明白であります。

よって、本件は会議規則第77条第2項に規定する投票による表決の手続を怠り、起立による表決の結果だけで議長が可否同数と判断し議決に至ったもので、会議規則第77条第2項に違反して議決されたものであると判断をいたしました。

次に、理由2地方自治法第116条第1項違反でございます。

本件におきましては、議長は起立表決の結果により可否同数と判断し、地方自治法第116条第1項後段に規定する議長の裁決権を行使したものであります。しかし、起立表決は起立者の多少を認定するものであり、起立しなかったすべての者を反対とみなすことはできないものであることは、理由1のとおりでございまして、起立採決後、その結果をもって直ちに可否同数と判断することはできないものであり、否が可と同数であることは、会議規則第77条第2項にによる投票による表決を実施した後でなければ、可否同数と判断できないものであります。

よって、理由1で指摘しましたとおり、本件は会議規則第77条第2項の規定に違反していることから、地方自治法第116条第1項後段の可否同数と判断することはできないものであり、議長は裁決権を行使できないものであり、地方自治法第116条第1項の規定に違反して、議決されたものであると判断をいたしました。

以上、第39号議案、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての議決に当たりましては、会議規則第77条第2項違反及び地方自治法第116条第2項違反の二つの違反があったと判断するものであり、地方自治法第176条第4項の規定に基づき再議に付すものでございます。

今回の再議に付した2議案の議事運営につきましては、人事案件という大変重要な議案に対する町の意思決定を行うに当たりまして、適正さ及び慎重さを欠いた議事運営であり、いかなるときも法令順守を旨とすべき議会がこのような地方自治法及び会議規則違反に当たる事態を招いたことは甚だ遺憾であり、今後の議会運営に大きな不安を抱くものであります。

よって、地方自治法及び会議規則にのっとり適正で公正な議事運営に資するため、地方自治法第176条第4項の規定に基づく再議に付し、法令及び会議規則の主旨にのっとり本件の適正な議決を求めるものでございます。

以上が、第38号議案、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての再議及び第39号議案、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての再議についての理由でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 町長からの理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に、全員協議会を開きますので、議員の皆さんは第2会議室にお集まりください。

再開は、全員協議会終了後といたします。当局の皆様には改めて連絡いたしますので、御出席をお願いいたします。

休憩 午前 9時28分

再開 午前10時44分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は13名全員です。定足数に達しております。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第3、第38号議案、吉田町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて（再議）の件を議題といたします。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 質問させていただきます。

今回、3月23日、3月28日の定例会において、表決の際に手続上の不適切なものがあったということなんですけれど、起立採決というのは地方議会において一般的に行われているものであって、地方議会の表決の原則とされています。そうすると、同数ということになるということは、数多く行われて起立表決だけで議長裁決を行って議案の可否を決めるというようなことは、全国いろんな地方議会で行われている。吉田町においても、過去において同じようなことが行われてきましたけれども、この3月23日と28日の行われた議決過程において、それらとどう違うことが違うから違反ではないかというようなことになったのか、そこがちょっとよくわかりませんが、説明いただけますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員側のおっしゃっている町の議会の前例があったのではないかと、たしか三星のときの例の利害を調整する権限、議員から出た発議案、7号か8号かちょっとわかりませんが、その議案だだと思いますけれども本当に申し訳ございませんけれども、当時、私176条第4項について頭がいきませんでした。本当に申し訳ないと思っております。当然再議をしなければならぬとは思っておりますけれども、当時と議員の構成等もかわっておりますので、またそれにつきましては議長とお話しして、いかようにするか示したいと思

います。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田でございます。

今回、再議ということで出されたわけですが、広報よしだの5月号（第634号）におきまして、町長の議会だよりっていう形で、反対者6名ということで氏名を挙げて書かれておりますね。その時点で、そのあとの文章の中で八木議長が反対を表明して不同意と決まったら、そのような文章があるんですが、そのときにはその裁決がよくないよっていうことは判断ができておらなかったとみえますね。じゃ、いつの時点でそれはうまくないということが判断されたんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 再議の件については、議会の事務局長それから議長に御足労願って、7月中旬に2回、議長に再議の件についてお話ししてございます。今、増田議員からお話ございましたけれど、広報よしだの町長からのメッセージを書いた時点で、まだそこまでいっていませんでした。それに気がついていわば事務当局にいわばこれについて精査するよってというふうな形で最終的に決まったのが、だいたい7月の中旬ごろとそんなふうにご理解していただければありがたいと思っております。

○議長（八木 栄君） ほかにいかがでしょうか。

10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 10番、増田です。

再議ということで、再議に付する場合にはここからここまでの幅があるよってということで、一般的拒否権の場合と特別拒否権の場合があるということで、議員必携には記載があります。そういう中で、過去さかのぼった議会におきましても、さきほどお話しありましたけれども、従前とあまり変わっていないように思います。というように見ているわけです。そういう中で、再議を出す場合には今回は3月23日と28日に議決をみておりますから、議決の効力ということを考えますとまず期限は定めはないと聞いておりますけれども、次の定例会3月だったら6月の定例会までに本来ならば、そういう行為を起こすというのは通常のパターンであると聞いています。そういう中で今回はあまりにも遅いなということで議会の議決は大変重いものでありますけれど、遅くなった理由なり、あるいは今後もしあるとすれば遅くなるということは大変町民にとって迷惑なことだと思います。そういうことからどのようにお考えをしているかお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今の議員の御質問でございますけれど、増田議員にお話し申し上げたように、私がそれに気づくのが遅かったということでございまして、ようやく今回3月23日の議決と3月28日の議決がいわば起立表決から議決に至るまでのプロセスにおいて、やはり違反だったというのが最終的に事務当局によって確定されたのが7月の中旬だというふうなことではございましたので、ひとえに私の能力不足だったと思っておりますので、申し訳なく思っております。

○議長（八木 栄君） ほかにいかがでしょうか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 再議の理由として、38号議案で3つの理由が書かれております。私自身この3つの理由に納得できるものではないというふうに考えておりますので、ちょっと質問させていただきます。

まず、77条第2項違反の中に、起立者と起立していない者がいるけれども、起立していない者の中には、反対者、態度保留、あるいは棄権の意思を持つ者が含まれる場合があるというふうに記載されています。吉田町議会10人です。ぱっと見れば人数判断できます。多いか少ないか判断できます。起立者が5人であったと、このとき議長が否決ですということは不当なことなのか正しいことなのか、そこはどういうふうにお考えですか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 起立表決は、いわば起立者の、まあ普通、通常でいきますと賛成の方の起立ということになりますので、当然のことながら起立者の多数を、多少を認定するものでございますので、このような場合はあきらかに否決になります。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そうすると5人立った場合は否決です。しかし内容を考えると、本当の反対者は2人かもしれない、態度保留が5人いるかもしれない、でも立った人がこうなんだから否決ですという論理ですね。そうしたときに賛成者が6、反対者が6であった、起立してないのが6であったといった場合はこれはどう考えればいいのでしょうか。同数と考えるわけにはいかないということですよ。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 起立表決ということは、何度も申し上げておりますけれども、要は多少を認定するものでございますので、6名の場合はいわば口述できないわけでございます。基本的に可否同数ということ認定しなければならないわけでございますけれども、その点は当然のことながら、うちの会議規則でも決まっておりますけれど、記名または無記名による投票ということで可否同数をいわば決定するということになるのではないかと、こんなふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そこに関してでありますけれど、起立表決において起立者の多少を判断できないような場合、いわゆる起立と起立しなかった者が同数の場合と記載されておりますけれども、起立の多数が判断できない場合というのは、同数の場合のみでしょうか。いわゆるという表現されておりますが。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員側のおっしゃっていることは、要は起立した方が6名で起立しなかった方が6名ということだと思いますけれども、その場合は多少を認定できないものであるとこんなふうに感じるのが、いわば法律の解釈ではないかとそんなふうに思いますが。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 質問の内容は、起立の多少を判断できないような場合というのは、いかなることが考えられますかという質問です。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） うちの議会の今回のケースで言うならば、起立者が6名で座っている者が6名ということでございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 町が提出された参考資料の中にもありますけれど、多数、多少を判断できないというのは、議員がいっぱいいて一目で人数がわからないような場合、そういうときは正確に数えれば半分半分かもしれない。しかし100人いたとして51人の49かもしれない、48の52かもしれない、それは長が数を数えるわけじゃなくて一目で見るときに判断できない場合である。例えば、書かれているのは起立表決するとき議長の壇上に近づいて、立っているのか何しているのかわからない、そういうことが判断できない場合、起立の多少を判断できない場合であるというような記載がございます。

吉田町の人数をみますと、説明にも書いておりますけれども、当町のような議員数が少ない議会では議長が起立者の数を把握することは容易である。ということはすぐわかるわけですね、5対7だろうが6対6であろうが。それで多少を認定するといったときに同数だけ除外するという論理がよく理解できないのですが、それはどういう論理で多少を認識できないのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 何度も説明していることでございますので、これでもう打ちどめにさせていただきたいんですが、うちの場合、今回のケースで言うならば起立者が6名それから座っている者が6名、これ基本的に起立表決というものがいわば多少を認定するものでございますので、この場合当然認定しがたい、というのは6名の中にさきほど申し上げましたように態度保留者もおるでしょうし、そういうふうなことを考えれば当然6名というのはですね。起立表決というのは、要は同数を認定するものではないんですよ。法律解釈の原点に立ち戻っていただきたいと思っておりますけど。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） この問題に関しては最後にしますけれども、自治法第116条に関して、普通地方公共団体の議会の議事は出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによるというふうに自治法に書かれています。そのときに今の論理でいけば起立表決で同数になることはあり得ないですね。それがそういう表決の方法がここには一切記載されていません、にもかかわらず町の考えは起立表決で同数になることはあり得ないと、だから議長裁決はあり得ないんだという論理ですけど、じゃあなぜ116条にそういうことは書かれていないのでしょうか。投票によってあればでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 起立表決というのは、基本的にいわば議案等のいわば可否を認定するときの基本原則でございまして、それによるというような基本的な問題じゃないんですか。

〔「すみません。聞き取れなかったのもう1回」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 地方自治法に起立表決のことが書いていないと言いますが、あらゆることにすべてのことを書かなければならないとするならば、各条項はすべてを網羅しなければならぬわけで、ものすごいページ数になるんじゃないでしょうか。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ということですよ。そうするといろんな解釈ができるわけです。今回116条にしたがって同数であるので議長裁決をやったということに対して、文言上、116条

には触れないですが。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員にですね、地方自治法を読んでもらいたく思っております。120条になんて書いてありますか。普通地方公共団体の議会は会議規則を設けなければならないと。設けてあるんじゃないですか。うちの町も。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 会議規則が設けてあって、起立表決に関しては77条があるわけですね。77条にさきほど一番最初に質問した多少を判断するとできない場合は票決するということが記載されています。その多少を認定できない場合という解釈は、議会規則には書いてないですよ。何をもちて認定できないのか。それで町は同数のときは認定できないと考えているわけです。それを我々はそう考えていないとすれば、解釈の違いだけの話じゃないですか。これは。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） うちの会議規則は、標準会議規則にのっとっておりますので、標準会議規則にかえるべきじゃないでしょうか。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 標準会議規則によっては、80条かそこらに書いてあってそれをもってきて77条にしているわけです。これは文章は一緒です。標準会議規則にも多少のできない場合という、どういうことかということが記載されていません。そうしたら、その解釈次第によってどうにでも会議規則を守っているということもできるし、守ってないということもできる。ただ、今同じ数の場合はできない場合だから違反しているんだというのが町の論理なんです。それはできない場合だから多数のときに限ってそういうことじゃないですかという論理をつくれれば、これは違反しないことになりますけれど。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） まさに議員のおっしゃっていることはヒッキョウフカイじゃないでしょうか。基本的に起立表決というものが、要は多少を認定するだけでございますので同数認定ではございません。要はうちの場合で言うならば、今回のケースで言うならば6名が立って6名が座ったと。6名の中にいわば態度保留者であるとか、そういう方がおられるという可能性があるわけでございますから、そこでもって単に可否同数ということとはできないと。だから単純な話、多少は認定しがたいということになるんじゃないでしょうか。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） これに関してはやめます。

要するに町はこう考える、私は別のことを考える、同じ文章を見て違う解釈があるというのはこれ事実です。と考えてよろしいですね。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 議員の御質問にお答えします。

吉田町議会規則77条1項でございますが、77条1項御存じでしょうか。読ませていただきますが、議長は表決をとろうとするときは問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定し、可否の結果を宣告する。多少ですから多いか少ないかです。多いか少ないかのとき、もし半分しか賛成者が起立しなかった場合は、多少のどちらに当たるのでしょうか。どちら

にも当たらないのではないのでしょうか。多いか少ないか。この文理上、多いか少ないかを解釈するに当たって、可否同数がここに含まれないのは当然のことではないのでしょうか。そう解釈できませんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そう解釈するとですね、多少を認識するというこの場合、多少が判断できないということは、可否を正確に宣言できないわけですね。そうすると、この会議規則の多少を認識し、ということは、同数の場合は会議規則にのっとってやれないとおっしゃっているわけですね。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 多少が認定しがたいときは、2項で議長が起立者の多少を認定しがたいとき、または議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるとき、これはいろんなケースがあると思いますが、たぶん多少の認定に対して、多い少ないについて問題があったと議員が考えたときには異議を申し立てる。そのときには議長は記名または無記名の投票で表決をとらなければならないというふうに規定してございます。ということは多少の判定しがたいときは、議長は77条2項の規定に基づき、投票すればよろしいのではないのでしょうか。

〔「了解です。終わります」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ほかにいかがでしょうか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） ただいまの4番議員と関連いたしますけれども、地方自治法の116条、表決という部分がございます。その中で、第120条地方公共団体の議会は会議規則を設けなければならないという形でもございますけれども、確認です。上位法は会議規則、地方自治法どちらでしょうか。上位はどちらでしょうか。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 一般的に地方自治法というふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） この地方自治法にのっとりまして、吉田町議会は116条の表決という部分の1項2項に基づいて、それに沿う形で120条の会議規則にのっとって行っているわけだと思います。なぜ会議規則をつくるかといいますと、議事運営がしっかりとて明確な形で行われるため、議事がさまざまな形で場当たりに変わっては困るという形で、最低限の事柄を表記してあるのが会議規則と考えるわけでございます。会議規則にさまざまなものを書いたら、さきほど町長が御答弁なさったとおり、すべてのものを会議規則に載せて、こういう場合はどう、こういう場合はどう、こういう場合はどう、極端なことを申しますと起立者が同数な場合にはどうだ、ということまでもすべて網羅した会議規則をつくらなければならない。そういうことがないように、議会というものは言論の府として、過去の経験を踏まえた形でさまざまな議決を行った活動でございます。でありますので、可否多少認定しがたいってこともございますけれども、起立表決の場合は瞬間的にすべてを見るという形でありますので、瞬間的に議長は判断して上位法の116条の規定にのっとって行ったわけでございますので、私は問題ないと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 私からお答えをいたします。

議員おっしゃっていることは、私どもは地方自治法が116条で表決の規定を設け、議員は会議規則にすべて網羅できないとおっしゃいますが、通常の方であれば法律がすべてのケースに沿って、規則に定めるような細かいことまで規定できませんので、そういった細かいことについて、通常の会議規則120条は普通公共団体の議会は会議規則を設けなければならないということで、そういった手続的なことは法律に書けませんので規則できちっと定めなさい。そのためには標準会議規則があって、それに基づいて吉田町も会議規則をつくっているわけでございます。その中で通常の投票以外の起立表決についての規定も設け、細かい規定を設けて、それに沿って、のっとなって議会は運営されるべきであろうと思いますし、もし会議規則にないものがあれば議会に諮って決めればよろしいのではないのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 会議規則、さきほど同僚議員も話しておりますけれど、会議規則は全国標準に基づいて、吉田町の場合は附則によりまして、昭和39年12月25日から施行いたしまして、それから6回ですか、改定を行っているわけでございます。最終が平成21年6月19日、会議規則第1号で公布するという形になっているわけでございまして、標準的なモデルでございます。という今は議員数が13名でございます。議長除いて12名でございますけれども、その当時、会議規則の標準的なものができた昭和39年、その当時の議会定数条例は今の議会定数条例とは違ひまして、吉田町議会議員減員条例という形で、町村合併かどうか詳しくは調べてございませんけれど、昭和30年に行われました条例65号から今の定数条例になって人数が変わっているわけでございます。

そのころはもっと大勢の人数がいたわけで、この庁舎ではなく中学校跡の古い庁舎で議事を行ってのわけで、そういったもの、さまざまなものを経験したときの会議規則に基づいて、累々と我が吉田町議会はそれまでの経験則にのっとなって、起立表決において同数が立ったことも過去にはあるわけでございまして、そういった場合の手続を踏んで、粛々とやってきて何ら問題もなく今まで行ってきておりますので、なぜ今ここでこの議案にだけにこのような形で、さきほど同僚の1番議員も言われていましたけれども、町の公な広報誌を使って、反対7名と氏名までも明確な形で町民に周知する形で、町のトップたる方がそういったものを報告していることをしているにもかかわらず、手続上、何ら問題もないことに、過去において問題もなかったものを、ここの一文をとって認定しがたいと言ったことは、余りにもこの再議理由に書かれてあります、あくまでも客観的な事実、事柄がある場合、再議に付すことができる、これはあくまでも極端な恣意的な理論がそこに横たわっていると考えざるを得ませんが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今、議員が昭和30年どうのこうのとおっしゃいましたけれども、30年以降、うちの町で再議があったかどうかは、私存じておりませんで、議員は調べておるんでしょうね。

〔「もう1度お願いします」の声あり〕

○町長（田村典彦君） 議員は再議の件について、30年以降について、吉田町のいわば議事録すべて読んで、再議があったかどうかお調べでございませうね。そうでなかったら、今のような発言はできませんよね。そういうふうなことを累々とそのような経験を積み重ねて現

在きているわけですから。ということは、当然のことながら、そういう再議のあれが過去何度もあったということでございますよね。そうでなかったら、今のような、いわば論理は構成できないと思うんですけどね。

それから、さきほど増田議員にもお話ししましたがけれども、私が広報を書いた時点では再議について、今回のケースというものが再議に当たるというような認識まで至っておらなかったということで、一応私のほうからおわびを申し上げておりますので、それについては御理解賜りたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 過去の再議のことではなくて、今まで町長も長く執行者として携わっているわけでございますし、私もまだまだ駆け出しではございますけれど、1期と少しやっているわけでございます。そういった中でさまざまな議決を行っているわけで、本来会議規則に確かにのっとってやるべきことではございますけれど、何のために議会が議決をするのかというところの大局に立って、やはりものを考えていただきたいと思います。さきほど冒頭にですね、町長のほうから大変非常時であると、津波防災、町づくりに特化した形でやらなきゃならないと、そういったときに、文科省、総務省に教育委員の任命どおり等の件で、私が出向かなきゃならないということは非常に問題があるという形でありますけれども、そういった議会運営において枝葉末節的なことなり、大局に立って議論を我々は望んでいるわけでございますので、その会議規則等の細かい内容について不備があったといった御指摘がございまして、しかし同数の場合はということで、その場面を想定してないわけですね。想定してないというのは、今までの会議議事運営の過去の伝わってきております流れに沿って、議会運営を行うということで問題はないといったことを、当局も議会も認めてこれまでやってきたわけでございます。その問題ないということを認識していることを、あえて今回問題があると認識するのは非常に奇異と思わざるを得ませんがいかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） さきほど、私がお尋ねした件について、お答えいただきたいんですがございますけれども、昭和30年以降、吉田町議会が当然それ以前からあるわけがございますけれども、累々とした経験を積んでやってきていると、その中において当然再議っていうのはたくさんあったわけがございますよね。だからこそ問題ないって言っているわけでしょう。あなたは。あったんですか。なかったんですか。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 過去の再議について、それは我々議会のほうから言うことない。再議というのは、あくまでも当局、部局が4項までありますので、内容についてさまざまありますので、それについてはいかななものかと思っておりますので、私の口からこういうことあったっていうのは、別に今回今この場で言うことではないと思います。私が昭和30年と言ったのは、その当時から同じ会議規則が累々と運営されて、多少の改定、直しはありますけれど、問題なく今この議会は行っているんですよということを言いたいわけでありまして、過去に再議が何回あった、なかったといったことを問題にしているわけではない。これは質問を方向転換をするディベート的な発想でございますので、それは議長、今回の再議議案とは全く関係ないと思っておりますので、その質問を町長がするならば制止していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） ほかに御質問のほうは。

〔発言する人あり〕

○議長（八木 栄君） 今、そういう質問じゃなかったものですからね。再議が何回あったと
いうような。そういうことじゃないもんですから。

〔発言する人あり〕

○議長（八木 栄君） いいです。

ほかに質問ございますか。

9番、大塚議員。

○9番（大塚邦子君） 今、藤田議員のほうから質疑があつて町長答弁されたんですけども、
質問に答えてない部分があつたので、私もそのところは確認をしたいところでございます
ので町長に答弁をいただきたいですけども、今回の再議の理由について、客観的ではなく
恣意的だという発言がございました。それに対して町長の見解をお願いします。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の質問は2つあると思いますので、一つは藤田議員が昭和30年以
降、累々とした議決が積み重なっているわけで、これまで何も問題なかったと言っているわ
けですから、しかし問題がなかったというのは、再議がたくさんあつてそれでもいわば多少
認定しがたいとかそういう問題でも何の問題もなく、再議のときにやってきたよということ
であるんですか。議員は、いわばいろんな質問をする際に、そういうような事実について、
ちゃんと客観的にいわば網羅した形で、継承した形で質問しなきゃならないと思うんですけ
れども、単なるいわば概観的なことを申してですね、いわば首長に対して質問するのは、議
会運営の観点からいわば大局的、町の利益、町民の利益を考えたときに甚だまずいことでは
ないことかと思っております。

○議長（八木 栄君） 町長、大塚議員の質問の答弁のほうをお願いします。

○町長（田村典彦君） 二つ、今あつたでしょう。

○議長（八木 栄君） そうですか。大塚議員。今の答弁でよろしいですか。

〔「そうですね」の声あり〕

○町長（田村典彦君） もう1点は、今、恣意的と言われたんですけど、私、恣意的に何もし
ておりませんので、議員が恣意的と言った根拠についてぜひとも教えていただきたいんで
ございますけれども。

○議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） ここは、そのままに聞くことを通り過ぎることはできませんので、議
長に諮っていただきたいんですけど、今回再議が初めてと、私は経験がないわけでございま
して、いろいろな資料を配っていただいて読む限りはとても再議は重たいこととございま
す。それは首長に与えられた権限でもございます。その中には決して恣意的な理由でこうした再
議を出すものではないと当然のことながら書いているわけで、出す以上は客観的な理由を添
えて、再議の理由を添えて議会に出して、その議会は再議に付されたものに対して違法があ
れば違法を直した上で議決をしていくところが再議だと思っております。そのところを、
恣意的という発言が議員から出たので、私はそのところの確認をぜひ町長にしてみ
たいと思うと同時に、同僚議員が何を思って恣意的だということになっているのか、わかる
ように説明をしていただきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） まず、議員の御質問でございますけれども、私は恣意的にやった覚えはございません。今日の臨時会の冒頭の開会のごあいさつでも議員の皆様にお話ししましたけれども、3月23日及び3月28日の議決について、私がどうのこうのというわけではありません。私は今回の23日、28日の議決というものが、起立表決から議決に至るまでの議事運営のプロセスにおきまして、いわば会議規則であるとか、地方自治法であるとか、そのようないわば法令に違反していると判断したものでございますから、第176条第4項が、私はその場合は、そのように判断した場合はしなければならないと、再議に付さなければならないと言っているわけでございますので、私は法律にのっとって私はしたわけでございます。そこに恣意的と言われることを、議員おっしゃられたわけでございますので、ぜひとも恣意的の意味を一つお話ししていただかないと、私に対する名誉棄損になるのではないかと考えておりますので。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 当局のほうからいただいた資料に、そのようなことを懸念する文章が7の2の318ですね。これが客観的行政実例、越権または違法の客観的事実があると認められる限り、長に認定権、認定ですね、再議を認定するのはどこにあるかっていうところの問いかけに関して書かれているわけでございます。その隣の319ページに再議に付すべき事由がないのに長が再議したときはどうなるのかといったところで、176条4項に定める違法議決がない場合または疑いがある場合に、長が再議に付すことが考えられますと、違法議決があったかどうかの認定権は町に専属しますが、長の恣意的な判断など、認定権の乱用は認められません。これによって再議自体、適法有効のもと解しがたいとされます。ということで、これは一つの説でございますけれども、こういうことがあっては困りますので、確認をする意味で私は述べさせていただいたわけでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 恣意的という言葉は、非常に侮蔑的な言葉でございますよね。客観的事実があったからこそ、私はいわば違法であると判断し、私は町に対してそうしなければならないという規定がありますから、法律にのっとってしたわけでございますので、恣意的の意味をもっともっといわゆる私にわかるようにお話ししていただきたいと思っております。私に対する侮蔑でございますので。

○議長（八木 栄君） ほかには質疑はございませんか。

町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議長はあれですよ。議事運営を公正中立な立場からやられるわけでございますよね。当然のことながら、それは法律等にのっとるわけでございますよね。倫理であるとか、そういう問題ですよ。そうした場合に、議員がいわばこの町の行政を統括する責任を持っている長が、客観的事実に基づいて3月23日と3月28日の議決について違法なものであると判断した場合には、当然のことながら私は地方自治法第176条第4項に従って再議に付さなければならないと。何も私問題もないと思っております。法律上、何か問題ございますか。そうした場合に、議員が恣意的だと言っているわけですから、これは長に対して最も侮蔑的な言葉であると思っておりますので、その恣意的な意味をもう少しわかりやすくお話

ししてもらいたいと言っているのに対して、議長がとめるのは、まさにそれこそ恣意的じゃないんですか。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今回、この再議に係った件に関しまして、町長がさきほどの答弁の中で、過去における議決においてもこれに関連するようなものがあったと。たくさんあると考へます。起立同数の場合、そのまま議長裁決でやったんですね。ここ二、三年の間にも3回ほどございます。そういったものも含めまして、なんでそういったことを認識したのであれば今回の2議案だけを選んで、今回上げたのかそこがわからないものですから疑問に思ひまして、そのような言葉を使ったと。であるならば、すべてを再議にかけるといったことが合法的ではないのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員、私の発言したことをぜひ二つの耳をあけて聞いていただきたいと思っております。私は、増田議員の質問に対してお答えしましたが、今回の場合、まず広報よしだで書いた時点ではこのことについては私は認識に至っていなかった。そして過去にもあったと、私は三回というのは私は二回だと思っておりますけれども、三回であれば、またその辺について具体的にまた教えていただきたいと思っておりますけれども、それについて当然しなければならぬ、さきほどお話ししました。そして今回、なぜ二件だけをしたかという、いわゆる事務当局によって今回のケースが違法なものであるというふうなことを確定した段階において、議長とそれから事務局長においでいただきまして、その件について二回お話ししてございます。そのときの話題というものは、そこだけにいわばなってしまったものですから、いわば今さきほど申し上げましたように再議しなければならぬと思っておりますので、ただ、議員等の構成が変わっておりますので、その点について、また今回のその別な再議の件について、議長と話し合せて承知したいと思っておりますと、こう申しておりますので、聞いていなかったんですか。議員は。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 過去にさかのぼって、さまざまなものを会期が違っても議員が違っても問題がないようなことを、この参考資料には書かれておりましたので、すべてのものに関して検討していただきたいと考へます。

一点ですけれども、今まで言われているこの参考資料というものは、あくまでもさまざまな学説の中の一つであるという認識でいいということで当局に確認したいと思ひます。最終的な確定は、どの時点で確定になるのか。考へ方はさまざまあると思ひます。学者の先生、裁判官の判事の方々、行政的な実例の認定をされるの方々、とあると思うんですが、最終的に確定するのはどの場面ですか。確認したいと思ひます。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員、法律の解釈の「いろはのい」でございますよ。法律が最終的に確定するのは、最高裁判決でございます。「いろはのい」でございますので、よろしく御理解賜りたいと思っております。

それから何度も申し上げるのは、もう私もつろうございますけれども、だからさきほど申し上げましたように、議長と事務局長においでいただきまして、お話ししたのはこの二件でございまして、それ以外のことについて、当然のことながら再議に値すると思っております。

ので、当然のことながら議員の構成等も変わっておりますけれども、そういった点も踏まえて議長とその取り扱いについてお話をしたいと申しておりますので、これ以上何を申し上げれば議員は理解できるのでしょうか。

〔「了解」という声あり〕

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 反対理由の三番目、地方自治法第116条第2項違反についてお伺いします。地方自治法116条第2項は、前項の場合においては議長は議員として議決に加わる権利を有しないというふうに記載されています。私の考えとして、議長は議員として、その表決権を持って採決に加わることはできないというふうに解釈していますが、長はどのように解釈されていますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 質問にお答えします。

議事録を参考資料でつけてございますが、3月第1回目の吉田町議会定例会の資料でございますが、私ども議員には既に配付してございますが、議長は「ほかに討論はございますか」ということで、「〔発言する人なし〕」ないようですので、これをもって討論を終結します。採決に入ります」ということで、賛成者は6名ということで半数でございますので、私は議長の裁決で。これは、2回目は裁決によって決定をさせていただいたわけでございますが、1回目のほうは、「賛成6名です。議長の私でございますが、私は反対といたします」ということで、この「反対でございます」ということは議員として表決に加わったというふうに考えてございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 私の質問は、具体的な説明を期待したわけではなくて、この116条第2項を、長はどのように、要するに議決に加わるというのはその議決とは何であるかという質問です。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 議決は、まさに教育委員の任命に関する人事案件に対する議決でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 一般的な解釈を望んでいるわけで、議決とはどこからどこまでを議決と解釈するのでしょうか。要するに結果が出るまでを議決と解釈するのか、表決権を持って議員が採決するということを議決と解釈するのか、解釈次第ですよね。そこをどう解釈されているのか、お伺いしている。同じ土俵で議論したいけれど、なかなかできないもので、そこを明らかにしてください。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） まさに議長は表決に加わることはできない。つまり討論を終結して、この場合、前回の場合ですと多少が認定しがたいときに当たると思うんですが、多少が認定しがたい場合にもかかわらず、議長は議員として反対ですということでは表決に加わっていると、議員としての表決に加わっているというふうに私どもは解釈しております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番(平野 積君) そうすると、議員による採決が終わった段階で、その段階よりも先に議長としては入ってはいけないとおっしゃっているということですよね。要するに議長裁決、裁判の裁ですよね、その裁決は表決の過程においては、考えを述べなかったからと解釈する形でも裁決、これは議長はやってもいい、しかし、その前の表決権を持って参加してはいけないという解釈でよろしいかということなんですけれども。

○議長(八木 栄君) 副町長、須永 宣君。

○副町長(須永 宣君) その点について、まさに地方自治法116条、さきほど来、繰り返し御説明しているわけですが、まさに普通地方公共団体の議事は出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。だから、まさに今回の件数が可否同数の場合でありますから、可否同数を認定する前に、私は反対ですと言うのはまさに議決に加わっておりませんか。

○議長(八木 栄君) 4番、平野 積君。

○4番(平野 積君) この反対理由の文章の中で、本件の議長の議事運営は適正な議事運営とはいいがたく、議長の裁決に係る宣言は、ただ単に賛成6名ですと起立採決の結果を宣言したにとどまり、採決結果を宣言せず、また裁決権の行使に至るまでと文章は続くわけですが、表決結果を宣言していると言っているわけですよね。要するに議員による表決は、起立採決は終わっているとそれは町も認めているわけです。それに対して議長は議長裁決をやるということで判断を下したとすれば、表決権にのって採決に加わったということは言えないでしょうか。

○議長(八木 栄君) 副町長、須永 宣君。

○副町長(須永 宣君) 可否同数のときは議長の決するところによる。

さきほど来、説明しているように起立表決は賛成者のみを起立をさせます。座っている人は反対なのか、棄権なのか、あるいは態度保留なのかわかりません。ですから、吉田町会議規則も同数といいますか、そのときには投票、記名または無記名の投票で、これを確定する必要があると規定をしているわけでございます。その規定どおりに議事運営を行えば、我々は議決に加わっているというような指摘をする必要は全くなかったというふうに考えております。

○議長(八木 栄君) 4番、平野 積君。

○4番(平野 積君) 今の質問は、今回の全体を質問しているわけじゃないんです。116条の第2項に違反しているかどうかという議論でありまして、長は起立表決の結果を宣言していると言っているわけだから、表決は終わっているわけですよ。議員の採決は。そこには議長は加わっていないわけです。閉められたわけです。採決は。それで議長である私は、と議長の判断を示したわけで、表決権を持って、この116条、議案に加わる権利は有しないを侵害しているものではないというふうに考えます。

○議長(八木 栄君) 副町長、須永 宣君。

○副町長(須永 宣君) そこは、まさに解釈問題でございますが、まさに議事録を、前回の一回目の定例会での発言、さらに臨時会のほうの二回目の議長の発言。

○議長(八木 栄君) 今は、38号議案についての質疑ですので、よろしくお願ひします。

○副町長(須永 宣君) 38号議案ですね。38号議案については、まさに可否同数であるにもかかわらず、採決に入ってしまったわけですね。ここはまさに、私どもは議長が私は反対。

可否同数にもかかわらず、可否同数といいますか、多少の認定がしがたいにもかかわらず、すぐ裁決に入ります。私は反対です。これは議決に加わっていることにならないでしょうかということで、再議の理由として上げさせていただいております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） まさに、最初に副町長がおっしゃったように解釈の問題なんです。これ、基本的に。町はこう考える、私はこう考える、これ結局正解なんてたぶんないですよ。聞く人によって全部違うということですよ。

〔「そうなんですよ」の声あり〕

○4番（平野 積君） 要するに、こういう解釈の違いによって違うことを、客観的事実として違反であるというようなことは、やっぱりおかしいのではないかということです。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 法律論の解釈でございますので、地方自治法第116条第2項でございますが、これを読ませていただきますと、前項の場合においては、議長は議員として議決に加わる権利を有しないというふうに書かれています。これはすべての場合をいっているわけではなくて、前項の場合においてというこれが前提でございます。この前項の場合、当然第1項でございますので、第1項の場合で想定されるのは、出席議員の過半数でこれを決し、という場面が一回ございます。それでこの過半数でこれを決する場合の中に、議長は議決に加わってはいけないですよということを書いておりますね。で、その次に何を書いてあるかという、可否同数のときは議長の決するところによるということになるわけです。で、可否同数に至るまでは、議長は議決に加わることはできませんというふうに読むのが法律の正しい読み方だというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そのときに6名ですと宣言しているわけですね。そうすると残りは6名です。ですよ。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） ちょっと言葉足らずで申し訳なかったですが、可否同数のとき、この可否同数のときというのを決する場合が自治法の中には、具体的に定まっていなわけですね。それでこれが論点になるわけでございますが、この論点を表すものとして吉田町の議会会議規則があるわけです。それでこの可否同数を認定する場合のやり方をどうするのかということがあらかじめ決まっていなければいけないわけですが、標準会議規則の、私どもが解釈している中では、可否同数を決するときには起立表決によって、明らかに多少、ここで過半数でこれを決してということが自治法の前提ですので、この過半数で決することができない場合ということですね。同数の場合は過半数で決することができないわけですよ。それで過半数で決することができないという場合で、可否同数だというふうに認定する手続が必要なわけですね。それが会議規則に定まっていると。それでその会議規則を普通に読み込めば、これは投票によってそれぞれの意思を確認して、反対者の、まず起立表決というのは賛成者の意思しか確認してないわけですから、反対者の意思も確認して可否同数ですよというふうに認めなければ、人数の確定はできないですよというのが、標準会議規則に一般的に書かれている解説です。それを一般的に解釈すればよろしいんじゃないでしょうか。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そういう話をしていきますと、116条の第1項、過半数でこれを決し、過半数。前項というのは過半数で決するときに入っちゃいけませんよと書いてあるわけですね。

〔「いやいや、前項だから全体ですよ」の声あり〕

○4番（平野 積君） 前項の場合において。いやいや、違うんですよ。

要するに、今、過半数でこれを決してというのは同数のときにはこれはできないというようなことをおっしゃっていますが、ものの本においては過半数のとき、過半数議決においては参加できないけれども、3分の2議決にであれば入れるわけですよ。そういうことに対して過半数議決に関してということじゃないんですか、それは。だって解釈違うわけですよ、それ。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 法体系というのは、副町長がかねてから申し上げておりますが、法律ですべて表すことができるものではないということで、法律を受けていろんな政令がでたり、省令がでたり、また各自治体によって様子が異なるものについては、各自治体で条例委任を試みたりですね、首長の権限委任を試みたりするわけですね。それで規則ができ上がったり、要項ができ上がったりするわけです。

議会会議規則というのは規則でございますが、条例と同じ扱いなんですね。というのは、議会会議規則というのは当局が改正を手がけるとかいうことはできないわけです。議員さんが議員さんの手によって作り上げるのが議会会議規則ですので、条例と全く同じなんですね。位置づけは。そういう中において、すべての手続が書きこまれていくというのが、法体系になっておるわけです。その中でこの自治法のこの前項の場合における過半数で決することができる場合には、この条文だけで確実に処理できるわけですね。それでできない場合は、ほかの委任を受けたもので書き込んでいくというのが普通になっておりますので、それで可否同数というような場合を想定するものが法律上に書き込まれていないので、その手続を会議規則にゆだねているということですので、それ以上の何を解釈すればよろしいですか。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 例えば会議規則に関して、それを読めば動けるのではなくて、これ本ありますよね。参考文献。この本、会議規則という中において、この解釈はどう解釈するんだといったら、延々と書かれているわけですよ。それで、片や、法令や学説や解釈はいろいろありますとここに書いてあるわけですね。いろんな方がいろんなことが行われていますということも書いてます。そういういろんな解釈ができる中において、きょうの話は、要するに、自分の結論ありきで違反ということに対して、それを導くための論理を組み立てるような話ではないかと。もっと広く解釈できるのではないかと。要はこの話に関していえば、違反しているかもしれないぞという話も議会に対してくれれば、議会も対処できたと私は思うんですけど、突然再議というのは、やっぱりいかがなものかと思うのですが。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の皆様、全部の方を相手にしてお話ししたことはございませんけれども、増田議員の質問にもお答えして、その中に答弁の中にございますけれども、7月

の中旬、それからその前、日はちょっと後ほどまた調べて申し上げますけれども、議会事務局それから議長ともども御足労願って、再議の件については、十分な時間をかけてお話ししてございますので、あと議長が皆様にお話ししなかった、それだけでございますので議長にお聞きください。どうして話さなかったのか。それだけでございます。はい。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） さまざまな解釈論で、時間も大分かかっているわけでございますけれども、その中で今回の再議について付されていることについても関連しますが、よくよく考えますと、地方自治法の116条に、表決は出席議員の過半数でこれを決しということが書かれているわけでございます。ということは、6名ということは過半数ではないと、その時点でもって否決といった解釈をすべきではなかったかという再議をかけてもいいような解釈のとらえられるわけで、それをなぜさまざまなことでやってこないかと。そうですよ。笑っている場合じゃないですよ、課長。考え方でありますので。それと同類の理由だと思います。

また、考えですけど、たしかに議事録にはこのように書いてありますけれども、議事録の中では時間の経過等が書かれていないわけですね。我々は、当局の皆様方も、ここに御列席の方々は、六級職という最強でありますし、あとは特別職の方々、我々議員と首長は選挙で選ばれたという町を代表する方々であります。その中で、議事運営の中で、賛成6名ですと言って何秒たてばいいんですか、そうしたら。裁決するには。そういうことまでも会議規則に書かなきゃいけないんですか。そんなことはないです。我々は、さきほどから累々と言いますと町長からまた言われますけれども、さまざまな経験則に基づいて、議員として妥当な判断で間をとってやっていたと。その次の進行はこうなるということを入りながらやっているわけでございます。それを何ら瑕疵があるとは私は思いませんが、さまざまな考え方があるのに、なぜここだけというのがどうも納得できませんので、いま一度お願いしたいと思えますし、そういったことまでも会議規則に載せなきゃいけないんですか。職員のほうから会議規則はつくれない、議員の皆様方の責務であると企画課長が言いましたけれども、そこまでなくても我々は十分議事はできるわけです。その辺についてしっかりとした認識を我々は持っておりますので、別段問題はないと思えますが。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） そこまで話が掘り下げられなければいけないかというところまできているような気がしますが、過半数で決するというので、当時の議決の状況を見たときに賛成の起立表決で6人が御起立されておりますので6名であるということは過半数に達しておりませんので、その時点では可決も否決もされていないわけですよ。少なくとも可決はされていないです。それに対して異議を求めるものでも何でもありません。そうなった場合、それが、起立が5名であればこれは完全に可決の状態にはならないわけですね。議長裁決にも至らないし、過半数の原則にのっとって否決でいいわけでございます。ところが、6名というときにだけ当町の議会の中において、6名の起立の方があったという場合だけこういう議長採決という手続に入ることになるわけです。それで、その議長裁決権を発動できる前提というのが法律上とか会議規則とかそういうところで決まっておりますので、その手続が踏まれていないということを申しておるだけでございます。その時点で6名で過半数達してないから、そこでそこからまた議事を進めたことはおかしいんじゃないかと当局は言うんじゃないかみたいなそんな話になると支離滅裂になってきますので、ちゃんと法律論の中

で話をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） それでは、座っている方が否決ということが話にでました。その認識がとれないということで、吉田町の会議規則に投票における採決でございますけれども、白票の扱いということで、白票は否とするとといったことで、それに関連して起立しないものは否であるよということは我々の暗黙の了解のもとで今まで議事を進めているわけでございますし、それについて過去のところにおいても累々とやっていることでありますので、その辺のところを確認しないということになりますと、すべての表決が投票でやらなければならないと懸念が生じてくるような拡大解釈までとらえる可能性があるわけですね。そういうことにならないために、第一番では起立表決、第二番目は投票、第三番目は簡易表決という形で、我々は、どこの議会もそうですけれど、そういった流れの中で暗黙の議員の同意のもと出席者の同意のもと行っているわけで、くどいようですけれども、あえて何で今回このような形で再議したか私は納得できません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 何か質問は。

〔「いいです」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。今いろいろ聞いている中で、まず反対者の意見が書き込まれています。起立しなかった者の中には反対の者だけではなく、態度保留者、あるいは棄権の意思を持つ者などが含まれている場合も含まれると、その点が、その部分が、今いろんな部分でいろんな人から争点になったと思います。ただ、僕も今、我々のバイブルである議員必携の中の116ページ、表決の方法、起立による表決という欄がございます。もしありましたら見ていただけますか。

その中の部分読んでいきます。起立採決の場合は可とする者の起立を求めるものであって、否とする者の起立を求めることはできない。過半数議決の原則は積極的に賛成する者が出席議員の過半数でなければならない。仮に反対者の起立を求めた場合、議長が起立者少数と認定しても可決を宣告することができない。なぜならば着席者の中には、賛成者のほか、態度保留者、棄権者も含まれている可能性があるからである。そのため、さらに賛成者の起立を求めて、その起立者が多数であることを議長が確認しなければ可決の宣告ができない。一部ここにこういう文があります。まさに、斉昭の言った「一方を聞いて沙汰するな」の分の一節だと思います。そういう中で、客観的な考え方というのは、まさに一つではなくてたくさんあります。その中でそれぞれがそういうものの判断を議員必携の解釈のタンクを含めながら、もうちょっと柔軟な形またそういう形でやっていただければと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 議員必携につきましては、私どもも確認をしております。

それで、起立表決が一般的である地方議会の場合はそうなっているということで、議員の皆様方からも言われているとおりでございます。それでこの起立表決の原則というのは、ここに書かれてあるとおり、反対者の起立を求めるということになると賛成者の積極的な意思を確認をしなければならないという手続が残るので、少なくとも賛成の起立を求めた場合は、

少なくとも積極的に賛成されない方は立つことはないだろうという考え方ですね。ですから、賛成者の起立を求めて起立表決をするのであれば、賛成者が過半数に達していれば、これは反対者の意思というのは確認しなくても別にいいわけですね。ここで問題になるのが、過半数に達しなかった場合ですね。その場合でも同数じゃなければ、明らかに賛成者が少ないような状態になった場合には、反対とみなしてそれは反対者に入れて過半数の原則にのっとって決めればいいですよという趣旨ですね。ただ、この中で忘れてはいけないのは、同数になる場合というのは本当に同数かどうかということを確認しない中では、可否同数というのは決まらないのではないかと。わざわざそれを法律の中でも多少までしか言及していないと、あえて標準会議規則の中には可否同数についての議長裁決に至るまでの手続を議には残るものの定めてあるということは、この例外に当たるので、議長がそれに表決を上乗せするような形で決したんでは、ルールにのっとっていないということだというふうに解釈しております。ただ、反対者の意思を確認しなくてもすむような場合は、会派を組んでいて会派全体が統一の意思を示しているとか、そういう場合には明らかに意思が確認できているということもございますので、そういう場合は除かれるように解釈しております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今の解釈の中で、一部ちょっと混乱をきたすようなものがあったんですけど、例えば一票差のときに反対者の意見が積極的ではないかもしれない、だから座っていたと、今、発言してたと思うんですけど、そうすると私らすべての者が表決をしながら全部やっていかなければならないよっていう結論にいつちゃうと思うんですよ。少なくともそういう危険性を持っていると思うんですよ。そうするとその中で、このもう一つのその後ろに書いてありますけれど、議長が起立者の多数を認定しがたいとき、または議長の宣告に対して出席者の何人以上から異議があるときは、議長は記名または無記名投票で表決をとらなければならないと。要するに今言った吉田町の場合にはだれが見ても瞬間的にわかるような数字であると、おそらくここに書かれているのは、さきほどから言われているたくさんの方でも瞬間的に判断できないものの中での判断だと思うんですよ。だから僕は、さきほど言った考え方が客観というものの考え方はたくさんあるよ。その中での判断がどういう形で判断するか、僕はそういう形で判断はしたわけですけど、それも、今言われた、できていけばこの中の起立しなかった者の中にはという欄にこれが加わっていれば、またいろいろ話が違っていたと思うんですけど、その辺のものの考え方、条件のそろえ方、そしてどの方向を見てどういう判断をするかというのは、やっぱりさきほどから言っているように個々の判断だから、非常にあると思うんですよ。またその辺でも僕の中では、そういう形でいろんな判断をしていきたいとは思っております。まさにこれがいくつかある中の客観という部分の一つだと思っておりますので、その辺の回答はいりませんが、そういう形もありますよっていうことをぜひ皆さんに認識していただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑のほうはございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時15分といたします。

休憩 午後 零時07分

再開 午後 1時15分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しております。

これから、日程第3 第38号議案、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて（再議）における討論を行います。3月23日に議決した吉田町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、適切な運営による議決であるとする賛成者の発言を許します。

賛成討論はございますか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

私は、今回の38号議案、39号議案の再議に係ることでありまして、これは私は当時の議決というのは有効であると考えております。なぜならば当時……。

○議長（八木 栄君） すみません。増田議員、今38号って言いました。39号ですか。

○1番（増田剛士君） 38号議案に関して有効であると考えております。38です。

当時の、今回の申し出によりますと、表決、起立表決は起立者の多数を判断することによってということでありまして、我が町の町議会の場合、12名ということで6名というのは非常に簡単にわかることでありまして、その6名という時点で過半数には達していないということがもうわかる、それによって否決というか不同意というのは明白であると私は考えております。当時のその裁決に係りまして、議長の判断にほかの議員の方から一切の異議というものがないという事は、もうそれで我々議員が認めたということで解釈できると思っておりますので、前回の38号議案の表決は有効であると考えております。

○議長（八木 栄君） 賛成討論が終わりました。

反対討論はありませんか。

9番、大塚議員。

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚です。

私は今回出されました再議の理由書のとおりであるというふうには判断いたしまして、議決のとり直しというところに進むべきだという考えで討論をいたします。

議会というのは、町の団体意思を決定するという重い責任があります。今回、町のほうから指摘がありました点については、議会制民主主義を堅持する立場からも、法律、法令、会議規則にのっとってやるのが当然だというふうには考えます。指摘があり、気がついた以上、私たちが議会としての常識的な判断のもとで議決をとり直すということで、やるべきだというふうには考えることから討論をいたします。

○議長（八木 栄君） ほかに賛成討論ありますか。

6番、枝村議員。

○6番（枝村和秋君） 6番、枝村です。

私も1番議員と同様ですね。第38号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての再議の件について、さきの議決のとおり決定することに賛成の立場で討論いたします。本件は3月定例会において慎重に審議され、賛成・反対双方の討論もされ、議決の運びとなりました。

可否同数についての考え方もいろいろ当局からお聞きしたわけですが、私は起立表決における可否同数の法解釈もいろいろあると思っております。また、当時、議場にいる議員にとって可否同数は明白であり、出席議員からもその進め方について異議が出されておられません。よって、本議決は適法と考え、賛成討論といたします。

○議長（八木 栄君） 賛成討論終わりましたが、反対討論ありますか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 私は、今回の38号議案については、手続違反があったということで、反対ということで討論します。

確かに私も3月の議会のときに、私も審議に参加し、採決にも参加したわけですが、そのときには気がつかずにいたということでは、本当によくなかったと反省をしております。そういう中で、今回当局から再議に付されたということで、改めていろいろ当局が調査したことを今回出されたわけで、その中で、38号3点にわたり違反があるということがわかりました。私は確かに見解の相違とかいろいろあるかとは思いますが、ただ私は今回、起立6名でそのまま議長裁決というふうに進んだということは、本来会議規則にのっとってやれば、投票してそのあと6対6になれば議長裁決というふうに進めばよかったと思うんですけども、今回そこをやってなかったということであるのがわかった以上は、今後こういうケースはあると思うんですけども、法令や会議規則にのっとった議会運営をしていくべきだと思います。今回は再議に付されたわけですから、私は再議をしてもう一度やればよいと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに討論はございますか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 私は、第38号議案 吉田町教育委員会の委員の任命について同意を求めることについての再議に対して、さきの議決のとおりに対して賛成の立場で討論いたします。

今回の再議は、吉田町会議規則第77条第2項地方自治法第116条第1項及び地方自治法第116条第2項に違反していることを理由に挙げ、第38号議案について地方自治法第176条第4項の規定により再議に付したものであります。しかし、私はその違反理由が客観的事実に基づくものではなく再議に付すに値しない理由であるとの見解です。第38号議案の審議に関して、全国の地方議会において一般的に行われている議事の進め方であり、吉田町議会でも過去同じ方法で議事を進めてきたものであります。また、今回、町が参考資料として掲げた多くの文献にありますように会議規則や地方自治法の言葉の解釈に関してさまざまな見解があり、学説、判例、行政実例とそれぞれ異なる見解が出されているものも多くあります。この理由書は、その多くの見解の中から違反であると結論に結びつけられる見解のみを理由に挙げて作成したものと受け取っています。だれが見ても明らかに違反している事実であれば違反として認めるべきですが、解釈によって人それぞれ異なる見解を持つようなことを理由に、

しかも数多くの全国の首長が問題ないと解釈している事実について、町が違反していると断定することを我々はそのまま違反とみて認めてよいのでしょうか。たとえ数多くの人が認めていることでそれで異論を述べるのが少数であったとしても、その事実が客観的に違反しているのであれば、その違反を素直に認めるべきだと考えますが、今回の違反理由はさきほどの質疑で指摘したごとく、とても客観的に違反している事実とは考えられません。手続や要件の瑕疵としては、参考資料に掲げられました7の2の議会運営の実際というところに例が挙がっています。例えば定足数を欠いた議事を行ったとか、除斥該当議員を除斥せずに議決したとか会議時間の延長をせずに会議規則に定める閉議時刻を越えて会議を議決したとか等々、例が挙げられております。今回の再議の理由はさきほど申しましたような例とは異なり、客観性に乏しいものであるというふうに考えておまして、再議に付するための正当な理由とは考えられず、私はさきの議決のとおりとの結論に賛成いたします。

以上です。

○議長（八木 栄君） ただいま賛成討論が終わりましたが、反対討論ほかにありますか。

8番、吉永満榮君。

○8番（吉永満榮君） 8番、吉永です。

午前中はるる質疑をいたしまして、ここに至ったわけでございますけれど、第38号議案につきましては可否同数を決める問題で議論をしたわけですが、今回出された再議につきましては、第176条の第4項による再議はその理由を示して、これを再議されなければならないとしているわけでございますので、審議のやり方を少しやり直しを求める拒否権と私はみておりますけれども、これは市長と議会との意見対立の調整だということには私は思います。いつまでも対立をしているということでは町民に迷惑をかけるということもありますので、議決などの適正を取りはからって町政の運営の停滞と混乱を避けるための用意されたこの制度だと、再議だと私は思っております。そういうことも参考資料には載っているわけでございますので、違法であれば改善し、これを理解して町政運営を正常に戻すということで法律どおり再議し、ということで私は前回のものをそのままというわけにはいきませんので、反対をいたします。

○議長（八木 栄君） そのほか討論はございますか。

10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 10番、増田です。

第38号議案について討論をします。再議の根拠としては御承知のように地方自治法第176条の第4項であります。これは十分御承知のとおりであります。再議に付す場合に議会の議決の重み、あるいは効力から慣例としては次の会期の間まで延ばすことは認められてきておりますけれども、次の会期が終わってしまうと本来その会期中には再議に付すことができたのに、それを行わなかったということでその期間を越えて再議を認める余地は乏しいと考えられます。また3月23日の定例会の不同意については、既に臨時会を招集して同一議案についての審査をすませていることから、町長としても定例会での不同意の成立を前提として、対応をすませていることになり、さかのぼってその議決の再議を求めることはできないと判断をしています。

よって、再議を付することに該当しないと考えます。吉田町議会を構成する議員において、表決を行い、適正な手続で議決をした案件が無効とされる再議については大変残念でありま

す。

以上を申し上げまして賛成の討論とします。

○議長（八木 栄君） 反対の討論ございますか。

11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 河原崎です。

私は第38号議案、吉田町教育委員会の委員の任命につきまして同意を求めることにつきまして、反対とさせていただきます。今回、大変この可否同数ということの中で、厳しい我々も判断をさせていただきました。しかしながら今回の町当局の出されたものをいろいろ参考に読ませていただきましても、その手法が少し違いがあったとこのように思います。

町議会会議規則77条の2項そして地方自治法116条の第1項、116条の2項に違反があるように私は思いました。確かにこれは正常化するためには、ここら辺で我々も頭を冷やして議会が正常化することをお願いをするわけでございますが、この件につきましては私は反対ということで反対討論をさせていただきました。

以上であります。

○議長（八木 栄君） 反対討論が終わりました。

ほかに討論はございますか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田和寿。

私は3月23日に行われました第38号議案、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めるとして行われたさきの議決について、起立採決から議決に至るまでの過程において手続に大きな問題はなく、さきの議決のとおりとして賛成討論を行います。

吉田町議会は再議書で指摘されたような、会議規則第77条第2項違反や地方自治法第116条第1項違反の議決を行っていない。今回の再議書に書かれている理由について、参考ナンバー3、4、5、7の1、7の2の参考資料は、行政実例や判例そしてさまざまな学説を引用している理由の根拠としているが、それらの解釈は運用については経験をまとめたものでございます。実務マニュアル等は要件解釈でも何でもありません。実務の参考のための技術的な助言に過ぎません。そこで、想定されていない手続をとったからといって、直ちに違法となるとは考えません。

たとえを提示いたしますと、提示されました図書編集の言葉の中にも、内容について十分に検討したつもりではありますが、万全を期することができない点もあり、今後とも引き続き検討を加えると書かれております。また、同類の書類の中には、可否同数について解説に書かれている内容もございますので、一例を挙げて説明いたします。行政実例では、白票を除く可否同数であれば議長の裁決権が行使できる。同じ例で高等裁判所の判決では賛否を表明した数の合計が定足数に達しているから裁決権を行使できる。また、同じ内容で学説では白票があれば、可否同数でないから裁決権を行使できないと同じ結果でもって違っている例を挙げております。

さきの質疑の中で、町長が御答弁されたとおり、明確な結論は最高裁判所の判例がない限り、問題が残るというのも事実でございます。白票を否とみなし、本条の規定を疑問視する記述等々ある中の解釈を皆様にお伝えしたいと思います。今回の再議、諸説の中の一節を引き合いにして再議理由に書かれておりますが、私は違反と確定してよいのかと考えます。さ

らに、御指摘している箇所は、手続における言葉足らずや言い回しによる部分であり、議決内容を大きく間違えたり、議決を反対の結果にするような客観的な事実がないからでございます。吉田町議会は法令や会議規則で網羅できない部分を、過去からの幾多の会議経験を生かし、経験則に基づいた合理的な運営を行い、引き継ぐべき内容は申し合わせ事項などとして継承し、脈々と議事を行っており、その流れに沿ったさきの議決であります。何よりも裁決結果については、議員全員が認められ一人異議を唱えず議決して現在に至っている事実からもうなずけます。

以上の理由から、私はさきの議決どおりとする賛成討論といたします。

○議長（八木 栄君） 賛成討論終わりました。

反対討論はございますか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

僕は、今回の38号議案についての賛成の立場で討論いたします。

地方自治法116条の2項に、1、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。その理由といたしましては、さきほど議員必携で読ませていただきました。

もう一度読ませていただきます。会議規則の表決方法の最初に、この起立による表決方法が規定されているのは、この方法が原則的なものであるから。この起立表決は賛成者を起立させ、議長が起立者の多少を認定して可否を宣言する方法である。この場合、起立しない者の中には、反対者、態度保留者、棄権者等も含まれるが、その理由いかんにかかわらず、実質的には反対とみなされることになる。起立採決の場合は、可とする者の起立を求めるものであって、否とする者の起立を求めることはできない。議決の原則は積極的に賛成する者が出席者の過半数でなければならない。仮に反対者の起立を求めた場合、議長が起立者少数と認定しても可決を宣言することはできない。なぜならば、着席者には賛成者のほかに、態度保留者、棄権者等も含まれている可能性があるからである。そのため、さらに、賛成者の起立を求め、その起立者が多数であることを議長が確認しなければ可決の宣告ができないことになるからである。議長が起立の多少を認定しがたいときまたは議長の宣告に対して、出席議員の何人以上からの意義があるときは議長は記名または無記名投票の表決をとらなければならない。吉田町の場合は、吉田町会議規則で定められている2名の数字があります。

以上の議員必携の参考の判断からみて議員が起立者の多少を認定しがたいときという文言に対しては、吉田町議会にあっては議員12人であり、客観的判断ができるものとみなし、多少の認定の難しいときに当てはめるには不合理であると考えます。また、吉田町規則の中にも、議長は採決をとろうとするときは問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告するとあります。

以上をもちまして、私の判断としては賛成の立場で討論をさせていただきました。

○議長（八木 栄君） ただいま、賛成討論が終わりましたが、そのほか反対討論はございますか。

〔「発言する者なし」〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これをもって討論を終結します。

これから、3月23日に議決しました第38号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同

意を求めることについて（再議）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。採決において起立しない者については、反対とみなします。また、採決において起立するのは、さきの議会は適切な議決であったとする場合があります。

それでは、採決いたします。

本件を、さきの議決のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（八木 栄君） 起立多数です。

着席ください。

よって、第38号議案、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて（再議）の件については、さきの議決のとおり決定しました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第4、第39号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて（再議）の件を議題とします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に、全員協議会を開きますので、議員の皆さんは第2会議室にお集まりください。

再開は、全員協議会終了後といたします。当局の皆様には改めて連絡いたしますので、御出席をお願いいたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時50分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しております。

日程第4、第39号議案、教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて（再議）の件を議題といたします。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 再議に付する場合は、すみやかにという形で話があるということではさきほどの質疑の中で確認いたしました。

その答弁の中で、7月20日ごろとも、ぐらいだと思うような形で、町長のほうから議長、事務局長のほうにお話しがあったということで、のちほど明確な日時とお話しを報告しますと御回答がありましたので、その一点について、いつ、だれが、どのような内容で、どのような目的を持って、議長、事務局長にもって会議を行ったかと詳細なる説明をお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の質問でございますけれども、最初が7月17日、その日は副町長の部屋に、私と副町長、もうひとつ方は議長でございます。2回目は8月1日、これは町議室で、議会のほうは議長と事務局長、当方は私、副町長、それから総務課長、企画課長。失礼しました。当方は私と副町長と企画課長の5名でございます。内容につきましては、きょう、お話ししたようなことにつきまして、基本的に議長それから事務局長にお話しを申し上げました。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 再議というものは、議会と相談してやるものではなく、その事実を客観的に認識したときに初めて町長部局のほうで告示することであって、議会云々というのは関係ないような形がするわけですけれども、その議会へお話しをかけたというのは、どのような意味合いなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 3月23日の議決とそれから3月28日の議決に、きょう皆様にお話し申し上げたような起立表決から議決に至る過程におきまして、会議規則及び地方自治法に違反した事実がございますと、その内容についてお話しをして再議をしたいというふうなことお話ししました。それは、議員が言うように、やはりきょうのように大事なことは、議会について、やはりこんなまれなことがございますので、お話しをして理解していただいて、いわば再議に付すというのが一番丁寧なやり方ではないでしょうか。

〔「了解」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから、討論を行います。

さきに議決した吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、適切な運営による議決であったとする賛成者の発言を許します。

賛成討論はございますか。

6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 私は39号議案、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて（再議）の件について、さきの議決のとおり決定することに賛成の立場で討論いたします。

本件は、第1回臨時会において慎重に審議され、賛成・反対双方の討論をされ、議決の運びになりました。可否同数についての考え方もお聞きしたわけですが、起立表決における可否同数の解釈もさきほどいろいろ同僚議員からありましたけど、解釈もいろいろあると思います。また、議場にいる議員にとって可否同数は明白であり、出席議員からもその進め方について異議が出されていませんでした。

よって、議決は適法と考え、賛成討論といたします。

○議長（八木 栄君） 賛成討論が終わりました。

反対討論はございますか。

9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 9番。

私は、第39号議案に対して、さきの議決のとおりとすることについて反対の立場で討論をいたします。

議会というものは、町の団体意思を決定するという重い責任がございます。また、議会の議決というものをきちんと町民の皆様にはわかる形で伝えるということも、当然やるべきことだというふうに考えております。そのために法律があり、また吉田町議会においては吉田町議会会議規則があると考えます。

吉田町議会会議規則第77条、議長は表決をとろうとするときは問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。2、議長が起立者の多少を認定しがたいとき、または議長の宣告に対して、出席議員二人以上から異議があるときは、議長は記名または無記名の投票で表決をとらなければならないと書いてあります。書いてある以上、私たち議会は、法にのっとり、法に沿った議決をする必要がございます。指摘があり気がついた以上、これら法律、法令、会議規則にのっとりやるべきだと思い、私はとり直しをするべきだと考え、さきの議決のとおりとすることについては反対いたします。

○議長（八木 栄君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はございますか。

10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 10番、増田です。

私は、第39号議案について賛成の立場から討論をいたします。

吉田町議会は、議長を中心として踏襲をされ進められてきている中で、過去の議事録からみても今回の会議規則違反と言われても、私は事実を確認していただければ重大な違反じゃないと考えております。

代表機関である議会の議決の効力を一たん停止して、再び再考を促すのが再議ですから、地方自治法第176条4項の再議は形式的な軽微な違法ではなく、議会の判断に実質的な瑕疵があると判断される場合にのみ発動されるべきものであります。

今回は、再議の理由に本会議において可否同数のため、議長の判断に決しているものであります。その過程の中で議長の発言が不足していることなどが問題視されております。6名と明記されており、可否同数が議場にいる議員にとってははっきりと確認でき、議長の判断に対しても議員から異議が出されていないこと、起立しない議員が棄権なのか、反対なのかという確認についても、過去の議会の流れでも同じようなことがあり、異議を唱える議員はなく、実質的に瑕疵のない議事運営であると判断をしています。特に不同意の議決の際には、起立6名ということでございますので、「私、議長の採決をもって決定をさせていただきます。私の採決は同意しないことです。以上をもちまして、本案は同意しないことを決定しました。」と、可否同数の宣告をしていますから、このことから瑕疵があると判断する余地はありません。

よって、吉田町議会会議規則及び標準町村議会会議規則に議会の議決の内容に関する規則はすべてが記載されてはおりません。議会が不同意にしたことに関しまして、会議規則に違反することなく、また、地方自治法第116条においても議会が教育委員会の委員の任命に関して議決する手続が法令に違反していることはないと考えています。

以上を申し上げまして、賛成の討論といたします。

○議長（八木 栄君） 賛成討論は終わりました。

ほかに反対討論はございますか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 私は39号議案の議決に関して、反対の立場で討論します。

38号のときもそうだったんですけども、私は今回さきほども言いましたけども、私もその場に参加していながら気がつかなかった。それで今回、指摘されて気がついたということでございます。そのところは、本件、会議規則77条2項に規定する投票による表決の手続を怠ったということです。私は今後、同数になる可能性があるときについては、同じ過ちを犯さないということで投票にするとということを、ぜひやっていただきたいと思います。それから、本当に今回この教育委員の任命についての議案ですけれども、やっぱり議会は住民の立場に立って、本当に十分に審議して再議決すべきだと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 反対討論終わりました。

そのほかに賛成討論はございますか。

そのほか討論はございませんか。

〔「発言する者なし」〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これをもって討論を終結します。

これから、3月28日に議決されました第39号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて（再議）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。表決において起立しない者については、反対とみなします。また、この採決において起立するのは、さきの議決は適切な議決であったとする場合になります。

それでは、採決いたします。

本件を、さきの議決のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（八木 栄君） 起立多数です。

着席ください。

よって、第39号議案、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて（再議）の件につきましては、さきの議決のとおり決定しました。

◎町長あいさつ

○議長（八木 栄君） 以上で、平成24年第2回吉田町議会臨時会のすべての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長、田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） きょうは、非常におもしろい議論を聞かせていただきまして、ありがとうございました。

私、当然のことながらこういうふうな場合には総務省に行って聞くのが私の務めでございますけれども、私が聞く場合において、きょう皆さんがやられた議決でございますけれども、176条第1項の議決と176条第4項の議決は違うんですよ。議長が恐らく混乱しているのか、皆さんが混乱しているのかちょっとわかりませんが、いわば違法議決をしたため再議に付された場合、議会はどうすればよろしいのか、これが今回の焦点だったわけです。まあ二つございまして、議決が手続的に違反している場合、今回の場合でございますよね。議決の権限がないのに議決した場合、今回の場合はそうではございません。私が再議に付した客観的事実というものは議決が手続的に違反している場合のことで取り上げてお話し申し上げたわけです。この場合の議決は、再議の件の採決というものは、さきの議決のとおり決することを専決するというものではないんですよ。適法な手続により議決をするんですよ。これが基本的に、手続的に、いわば違反している場合の再議の対象なんですよ。私はそのように理解しておったわけでございますけれども、また専門家からそのように教えられたわけでございますけれども、私ははっきり申し上げて、この町ではお一人お一人がいわば法律であると、そのような現実直面いたしましたして、はっきり申し上げて当惑しております。手続的に違反する場合は、重ねて申し上げますけれども、さきの議決のとおり決するのではないんですよ。適法な手続によって議決するんですよ。それだけのことなんです。それだけのことを皆さんにお願いしてやったにもかかわらず、まるで皆さんが、まさに法律の至上な解釈者であるかのごとお話しをされたものですから、こちらびっくり仰天したという次第でございます。

ぜひとも、手続的に違法であるという場合のいわゆる議決対象というのはどのようなものであるか、よくまた自宅に帰りましたら、法律等も参照してやっていただきたいと思っております。

できれば皆さん、総務省へ行ってお聞きになったらどうですか。総務省でも行ってお聞きになったらいかがですか。専門家に。

それで、甚だ残念なことでございますけれども、冒頭るとき皆さんにお話し申し上げましたけれども、私は今、非常に悩んでいる、責任を感じておるのは、いわば教育長になる教育委員の選任の件でございますけれども、皆様をお願い申し上げたわけでございます。皆様は議会の意思に沿って、いわば教育長の選任というものを心がけておるわけございまして、議会の意思というものがどこにあるのか、それも私は知りたいわけでございますので、皆様にその辺についてお話ししていただいけませんかとお願いしたんですけれども、たび重なって皆様それについては話しませんよと。そうすると、また冒頭のお話し申し上げましたように、3月23日の議事録と3月28日の議事録を読む以外は、ほかに方法はないわけです。だから100回以上読ませていただきました。読ませていただきましたけれども、そこに合理的な、いわば不同意の理由というものは見当たりません。枝村議員が御発言の中にもございますけれども、75歳以上の方の能力の劣化説、藤田議員からございました10年以上在任不可能、これだけなんぞでございますよね。それで普通、自分でよく考えまして75歳を超えると人間の脳は劣化するからだめだと、そうすると在任は74歳で終わらなきゃならないわけです。最低ですね。そうしますと、74から10年はだめですから、2期と8年というわけで、74から8を引きますと、66になります。だから66歳以下の方を選ばないとだめになってしまうと、75歳を超える可能性が出てくるわけでございますので、通常、75歳以上がだめだということになりますと急に人間の頭脳は劣化するわけではありませんから、73歳74歳あたりから劣化が見ら

れるだろうと、そうすると72歳くらいを上限として、それから8を引きますと64歳、64歳以下の方をいわば選ばなければならない。そんなことになります。しかしながら、これ非常に重大な問題がございまして、憲法第14条法の下での平等、これ抵触する可能性が大でございます。いわば皆さんがまさにきょう御発言がございましたけれども、まさに皆さんそのものが法律でございますので、まさに日本国憲法を超えても一向に構わないというようなことを皆さんが身をもってお示しになったわけでございます。そういうことが、いわば町の利益、町民の利益を考える議案等について、やってよろしいことでしょうか。憲法に抵触する、憲法そんなものはどうでもいいと、おれが憲法であるというようなことになりましても、ぜひともそれ以外に合理的な理由、まさかそれが合理的な理由ではないと思いますので、ぜひとも黒田教育委員が教育委員に再任された場合は、町の利益、町民の利益にならないと皆さんはされたわけでございますので、なぜなのか、そこをどうしても知りたいと、そのお聞かせいただければ、私は議会の意思がそこにあるわけでございますので、すぐさま選任にかかるよとそういうことでございます。

単純な話、仮にもし町外の方を選んだ場合、町内に居住していないからだと、こういうふうなことも言えるわけでございまして、皆様に私のほうから議長長のほうに申し込める際に書きましたけれども、不同意の理由というのは非常に不明でございますので、選任する私も選任される候補者もどのように対処していいか全くわかりません。私が仮に本当にお願い申し上げて頼んだ人が、今申し上げたように仮に町外である場合、町内の人間じゃないからだめと言われても、皆様は憲法にまさる法律を解釈する人間でございますので、そういうふうになってしまうと。いったい町の利益、町民の利益に払うことが皆様の議事の判断原則である以上は、それらについて議会の意思に沿う、いわば教育委員の選任を心がけねばならないわけでございますので、ぜひとも教えていただきたい。

本当にはっきり申し上げて受ける側は後ろへ下がります。とてもじゃないですけど、どんなことを言われて否決されるかわからないわけですから。いわば法にのっとった審議要件は、それはもう当然私がいわば出すわけですから、出されているというにもかかわらず、別なことを皆さんは出していわば否決してしまうと、それについて何ら合理的な理由はないといった場合、本当に皆さんは町の利益、町民の利益を考えてやってくれてるんですか。本当に重ねて申し上げますけれども、ぜひとも町の利益、町民の利益をかなうのか、とするならばどういうふうなことになるか、いわゆる議会の意思は奈辺にあるのか。

藤田議員は英断という特異な言葉を出しました。英断というものはすばらしい判断だと、国語の辞書を引いたら書いてございました。すばらしい判断をしたわけでございますので、ぜひともすばらしい判断の根拠について、ぜひとも開示をして賜りたいと、こんなふうに思っておるわけです。やっていただけますか。やらないですよね。だからぜひとも議員の皆様お一人お一人が町民の代表でございますので、ぜひとも町民の利益、町の利益にかなうような議会の意思がどこにあるのか、その辺について重ねてお示ししていただけますようお願い申し上げます、簡単ではございますけれども私のごあいさつといたします。

御苦労さまでございました。

○議長（八木 栄君） ありがとうございます。

◎議長あいさつ

○議長（八木 栄君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

本日の議案審議に当たり、予定された議事が終了し無事閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚く御礼を申し上げます。

◎閉会の宣告

○議長（八木 栄君） それでは、以上をもって平成24年第2回臨時会を閉会とします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 2時14分